

助成期間

- ・ 助成期間は交付(決定)をした年度から3年以内です
- ・ 助成期間2年目の完了報告までに下記スキルアップ講座を受講することにより、助成期間を2年間延長し、最大5年間の助成を受けることができます。

【助成期間延長の条件】次のいずれか1つ以上の取組が認められること

- ・ スキルアップ講座に団体の1名以上が参加し、翌年度の助成金交付申請時に受講内容が反映された事業計画を提出する
- ・ 花壇づくり実践講座で配布する宿根草材料の活用実績を完了報告に記載する

- ・ 花壇ボランティア活動のスキルアップにつながる講座や宿根草キットを活用した実践講座により、活動の継続を支援します。

スキルアップ講座



花壇づくり、団体運営等に関するスキルアップ講座を無料で受講できます。詳細は募集案内時にご確認ください。

定員

オンライン開催のため定員なし(予定)

開催時期

11月～3月頃(予定)

花壇づくり実践講座



約1畳分の宿根草花壇が作れるキットを無料で配布します。毎年花が咲く宿根草でサステナブルな花壇づくりにトライしませんか。

申込方法

先着順・予定配布数になり次第受付終了

配布時期

11～12月頃(予定)

助成金で
物品を買う

講座受講や
キット活用

学びを事業
計画に反映

実践継続で
スキルアップ

助成卒業後も
自立した運営へ



東京都都市緑化基金

公益財団法人東京都公園協会 公園事業部

公益事業推進課 緑の基金担当

〒100-0012 千代田区日比谷公園1-5 緑と水の市民カレッジ

電話 03-5510-7183(平日9:30～17:00)

メール midorinokikin@tokyo-park.or.jp



東京都都市緑化基金HP



公益財団法人 東京都公園協会
Tokyo Metropolitan Park Association



東京都都市緑化基金の
花壇・庭づくり活動支援

令和8年度募集要項

花壇ボランティア活動支援



花壇活動をスタートしたい！

花の育て方を学びたい



活動を上手に継続したい



「花壇ボランティア活動支援」を
申請してみない？

東京都都市緑化基金
マスコットキャラクター ふたばちゃん

「花壇ボランティア活動支援」って？

東京都都市緑化基金は、東京に緑を増やすための基金です。この事業は、東京都内で緑化活動を行うボランティア団体への支援を通じて、緑豊かで潤いのあるまちづくりの推進や地域コミュニティの活性化を目指します。

花壇ボランティア活動の スタート&スキルアップを応援します！



APPLICATION GUIDELINES

募集要項

助成対象

- 1.活動場所
 - ・ 東京都内の、誰でも利用できる公共的な場所
 - ・ 活動について所有者・管理者の許可を得ている場所
- 2.活動内容
 - ・ 地域でボランティアとして行う緑化活動
- 3.対象団体
 - ・ 代表者や担当者が明確に決まっている団体
 - ※助成に関する連絡を取り合う必要があります
 - ・ 募集要項や法律等のルールを守ることができる団体

助成内容

●助成金交付は精算払いとなります

ただし、会計ルール上、助成金の交付を受けられない場合に限り、花苗や培養土等の「材料支給」を利用できます。助成申請フォームの送信完了ページに表示される「材料支給希望調査票」をダウンロードして別途申し込んでください(材料の支給は年1回、11～12月頃を予定しています)。

助成金交付



完了報告として購入内容が分かる領収書・レシート等の写しを提出します。事務局が内容確認のうえ、助成対象となる金額を精算払いします。ホームページよりダウンロードできる以下の資料もご確認ください。

- 「別紙1 助成対象物品一覧」
- 「別紙2 申請用サイトの操作方法」

支給額 1年目は上限10万円
2年目以降は上限5万円 **支給時期** 完了報告から約2か月後

助成を受けることができない活動・申請内容

- ・ 都立公園、庭園、霊園での活動(東京都公園協会の「都立公園事業に参加協力する都民への助成金」をご検討ください)
- ・ 東京都公園協会の別の助成を受けている団体による申請
- ・ 花や苗、果実等の販売や、参加費等により活動経費を超える収入を得ている活動
- ・ 収益を得ることが主な目的となっている活動、その他、営利目的と判断される活動
- ・ 個人、または家族・親族のみで構成されている団体、もしくは生計を同一にすると認められるものにより構成される団体による申請
- ・ 内容、目的、実施主体等から同一の事業と認められる活動を複数に分割した申請
- ・ 過去に同じ助成を受けた団体と、実質的に同一とみなされる団体による申請(解散後の再設立、名称変更、メンバーや活動内容・場所がほぼ同じ場合等)
- ・ その他、助成の対象として適当でないと判断される団体による申請

申請の流れ

●は申請者が行う手続き

7月31日まで

助成金交付申請

※2年目以降に助成を継続する場合も、毎年申請が必要です。
助成継続のご案内を毎年6月下旬頃に発送するので必ずご確認ください。

8月末頃

事務局による申請内容の確認

提出資料の修正や追加資料の提出を求める場合があります

9月末頃

緑化助成事業審査会

助成金交付決定通知の発送

後日、活動場所に設置するための東京都都市緑化基金PR看板を送付します(新規団体のみ)



2月1日まで

完了報告書の提出 **提出締切：2027年2月1日**

助成金交付決定通知と一緒に送付する「完了報告の手引き」に沿って作成してください。また、以下の資料提出が必要です。

- ・ 活動の様子、花壇の様子がわかる写真
- ・ 助成団体に支給するPR看板を設置した写真
- ・ 購入内容がわかる領収書・レシートの写し等と、その内訳書

事務局による完了報告の確認

- ・ 領収書の写し等の内容を確認し、最終的な交付額を決定します。
- ・ 令和8年度の助成対象は、2026年4月1日～2027年1月31日までに購入した物品です。
- ・ 報告内容に不備があった場合や、助成対象外の費用(「別紙1 助成対象物品一覧」参照)は除外して交付します。
- ・ 2027年2月1日以降の購入品は、令和9年度の助成対象となります。助成を継続する場合は領収書・レシート類を保管してください。

完了報告から
約2か月後

助成金の支払い

申請や完了報告の内容が不適切・事実と異なる場合は、助成金の全部または一部返還を求める場合があります。

申請方法

●ホームページでのみ申し込み可能です

●募集要項以外の別紙資料も必ずご確認ください

<ホームページURL> 東京都都市緑化基金で検索

<https://www.tokyo-park.or.jp/public/greening/promotion/garden/index.html>



助成金交付申請ページ